

# 株式等の譲渡益課税についての 課税方法について

泉 潤 慈

## 目次

はじめに

第1章 株式等の譲渡益課税の現状

第2章 株式等の譲渡益課税の変遷

第3章 株式等の譲渡益課税の問題点

第4章 株式等の譲渡益課税についての提言

## はじめに

株式等の譲渡益課税については、第二次大戦後、シャープ勧告以来、幾多の変遷をへて、今日の申告分離課税を原則とする制度になっている。今日の制度における株式等の譲渡益課税について、その課税状況をみると、平成17年分で、申告人員が90万人、うち、有所得人員は57万9千人 所得金額3兆1153億円16年分と比較すると、申告人員(+34.1%)、有所得人員(+55.8%)、所得金額(+99.2%)いずれも増加となった。株式等の譲渡損失の翌年分以降への繰越に係る係数は、人員411千人、所得金額1兆6325億円、一人あたり398万円、平成16年分で、申告人員671千人、有所得人員372千人所得金額1兆5,640億円、1人あたり421万円であるが、株式等の譲渡損失の翌年分以降への繰越については、平成16年分で人員350千人所得金額1兆3,306億円1人あたり381万円である。

株式等の譲渡損失の翌年分以降への繰越について多大な金額でありこれをどう取り扱うべきか大きな課題である。また、損益通算をどの範囲で認めるべきかも課題である。

平成18年8月小泉内閣から安倍内閣に代わり、政府税制調査会<sup>1)</sup>会長が石弘光氏から本間正明氏に交代しさらに平成19年1月には香西泰氏に交代した。委員も大幅に刷新された。今後の税制の方向性として、増税から、経済成長に伴う税の増収に方向転換すると見られている。税制改正の関心は、法人税率、減価償却資産の耐用年数、消費税率とともに所得税では、株式等の譲渡益課税のあり方について高まると予想される。

課税方式として、総合課税、申告分離課税、源泉分離課税、源泉分離選択課税という方式があるが、課税の公平性、税収の確保、経済に与える影響との視点から、検討してみたい。

本論文では、株式等譲渡益課税の現状、株式等譲渡益課税の問題点、課税方式の是非および株式等の譲渡損失の翌年分以降の繰越をどうするか、損益通算をどの範囲で認めるか等を比較分析し、含み益含み損のみなし課税を中心に株式等の譲渡益課税について若干の提言をしたい。

## 第1章 株式等譲渡益課税の現状

株式等の譲渡益課税については、第二次大戦後、昭和22年から課税が創設され、シャープ勧告による改正後、幾多の変遷をへて、今日の申告分離課税を原則とする制度になっている。

今日の制度における株式等の譲渡益課税について、その課税状況をみると、平成17年分で、申告人員が90万人、うち、有所得人員は57万9千人、所得

---

1) 首相の諮問機関

金額 3 兆 1153 億円、平成 16 年分と比較すると、申告人員 (+34.1%)、有  
所得人員 (+55.8%)、所得金額 (+99.2%) いずれも増加となった。

株式等の譲渡損失の翌年分以降への繰越に係る係数は、人員 411 千人、所得  
金額 1 兆 6325 億円、一人あたり 398 万円、平成 16 年分で、申告人員 671 千  
人、有所得人員 372 千人、所得金額 1 兆 5,640 億円、1 人当たり 421 万円であ  
るが、株式等の譲渡損失の翌年分以降への繰越については、平成 16 年分で人  
員 350 千人所得金額 1 兆 3,306 億円 1 人あたり 381 万円である。<sup>2)</sup>

## 第 2 章 株式等の譲渡益課税の変遷

「譲渡所得については、種々の特別措置が定められている。その形態として  
は、課税除外 (exclusion)、課税繰延 (deferral)、特別の控除、及び分離課税  
の 4 つがある。有価証券の譲渡益について、金子宏先生の説にしたがって、そ  
の概要を述べると、次のとおりである。

(イ)有価証券の譲渡益については、分離課税と課税繰延の 2 種類の特別措置  
について述べる。

①分離課税 有価証券の譲渡益は、昭和二二年の改正で課税の対象とされた  
が、昭和二八年の改正で一般的に課税の対象から除外され、代わりに有価証  
券の譲渡に対して有価証券取引税が課されることになった。これは、①有価  
証券の譲渡益の把握が困難で執行上の不公平が大きいこと、②株式投資なら  
びに株式の譲渡を奨励し、健全な証券市場を育成するためには、キャピタ  
ル・ゲイン課税のもつロック・イン効果を排除する必要があること、の二つ  
の理由に基づくものであった。<sup>3)</sup>

しかし、その後、この非課税措置に対しては批判が強くなったため、①継

---

2) 国税庁ホームページ 記者発表資料より

3) ロックイン効果とは、「資産を所有者に封じ込める効果」をいう。

続して有価証券を売買することによる所得（これに当たるとされた例として、東京地判平成一四年一月二九日月報四九卷七号二〇一七頁（リクルートコスモス株事件）参照）、②先物取引による所得③相当数買い集めた同一銘柄の有価証券の売却による所得、④事業等の譲渡に類する有価証券の譲渡による所得、⑤ゴルフ場の利用に関する権利の譲渡に類する有価証券の譲渡による所得（これに当たらないとした例として、大分地判昭和五七年五月一七日行裁例集三三卷五号九八七頁）等が、例外的に課税の対象とされるに至った（昭和六三年改正以前の所税九条一項一―号、所税令二六条～二八条の二、他に租特三七条の一〇参照）。

さらに、その後、公平の観点から、このような原則的非課税措置は廃止すべきであるという主張が強くなったため、昭和六三年一二月の改正で、株式等（資産が主として土地等である法人（資産流動化法による一定の特定目的会社を除く）の株式の譲渡で、短期所有土地等の譲渡に類するもの（租特三二条二項）、その他若干の例外がある。）の譲渡益は、平成元年四月一日以降は、それが事業所得に当たるか、譲渡所得に当たるか、それとも雑所得に当たるかを問わず、他の所得と分離して20パーセント（住民税をあわせると26パーセント）の比例税率で課税されることになった（租特三七条の一〇）。

しかも、上場株式等を証券業者または銀行に委託して、もしくは証券業者に対して譲渡する場合には、納税者は20パーセントの税率による源泉分離課税を選択することができ、その場合の譲渡益は譲渡代金の5パーセント（平成八年四月一日以降は5.25パーセント。転換社債等の場合は2.5パーセント）とすることとされた（平成一一年改正前の租特三七条の一―、平成一一年および十四年改正附則一五条）。前者を申告分離課税といい（ベンチャー企業への投資促進については租特三七条の一三参照）、後者を源泉分離みなし譲渡益課税というが、後者の場合には譲渡代金の1パーセント（平成八年四月一日以降1.05パーセント）の源泉徴収ですべての課税関係が終了

することになる。

このような分離課税制度が採用されたのは、①昭和六二年の改正で、利子所得および金融類似商品の収益について一五パーセント（住民税を合わせると二〇パーセント）の比例税率による一律源泉分離課税が採用されたが、税制の投資中立性の観点からは、株式等の譲渡益についても類似の制度を設ける必要があること、②株式等の譲渡益の名寄せが実際問題として困難であること、等の理由によるものである。

なお、分離課税制度の一環として、株式等の譲渡損失は、所得税関係法令の適用については生じなかったものとみなすこととされている（三七条の一〇第一項後段）。したがって、株式等の譲渡損失は、損益通算および繰越控除の対象とならない。

その後、源泉分離みなし譲渡益課税に対しては、真実の所得に対する課税から乖離し、納税者に不合理な利益を与える場合が多いという批判が強くなったため、平成一一年度改正で、証券市場の透明性・公正性の確保とその構造改革の推進の観点から、この制度は、平成一一年三月三十一日をもって廃止するが、平成一四年三月三十一日までは効力を有するとされ（平成14年度改正附則一五条、平成一三年一一月改正による同附則改正）、さらに平成一三年一一月の改正（平成一三年法律一三四号）で、その期限は平成一四年一二月三十一日まで延長され、平成一五年一月一日からは申告分離課税に一本化されることになった。（同改正による平成一一年度改正附則一五条の改正）。

また、同じく平成一三年一一月の改正で、平成一五年一月一日以後は、一定の上場株式等の譲渡益に対しては一五パーセント（地方税を合わせて二〇パーセント）の軽減税率で課税し（租特三七条の一第一項）、さらに平成一五年一月一日から平成一九年一二月三十一日までの間の長期（一年超）保有上場株式等の譲渡益には七パーセント（地方税を合わせて10パーセント）の暫定税率を適用することとされた（同二項）。

## 株式等の譲渡益課税についての課税方法について

申告分離課税への一本化に対しては、その後、納税者の事務負担の増加や個人株主の市場離れを懸念する声が強まった。そこで納税者の事務負担を軽減し、個人投資家の市場参加を促進するため、平成一四年度の改正で、特定口座制度（三七条の一一の三）が導入された。これは、居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者（以下、一括して居住者等という）が、証券業者等と上場株式等保管委託契約（同三項二号）または上場株式等信用取引契約（同項3号）を締結し、その営業所に特定口座（同項一号。一証券業者等につき一口座に限る）を設定した場合において、その特定口座に保管を委託している上場株式等またはその特定口座で処理された信用取引にかかる上場株式等の譲渡による所得については、他の株式等（たとえば自ら保管している株式等）の譲渡による所得と区分してその金額を計算する制度であり、平成一五年一月一日以後の譲渡について適用される。納税者にとっては、特定口座内の取引による所得が区分して計算され、その計算の結果について毎年証券業者から報告を受けることができるので、手数料がはぶけて便利である（証券業者は、特定口座年間取引報告書二通を作成し、一通を所轄税務署長に提出し、他の一通を居住者等に交付する。同条七項）。

平成一四年度の改正では、さらに、平成一五年一月一日以後、特定口座内取引にかかる所得については、納税者の選択により源泉徴収がなされ、また、納税者が選択した場合には、源泉分離課税が適用されることになった。

すなわち居住者等に対し、特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価または特定口座において処理された上場株式等の信用取引の差金決裁にかかる差益に相当する金額の支払いをする証券業者は居住者等から、その年の最初の特定口座内取引の時までに特定口座源泉徴収選択届出書の提出があった場合には、月ごとに、その月における譲渡対価ないし差益金の増加の金額に対して一五パーセントの税率で源泉徴収を行い、翌月一〇日までに、これを国に納付することとされている（三七条の一一の四）。源泉徴収の選択がなされた特定口座を「源泉

徴収選択口座」と呼び、それ以外の特定口座を「簡易特定口座」と呼ぶ。

さらに、源泉徴収選択口座を有する居住者等は、同口座内取引から生ずる所得の金額または損失の金額を除外して所得税の確定申告を行うことができる(三七条の一一の五)。これは、源泉徴収選択口座内譲渡損益の申告不要制度と呼ぶが、それは一種の源泉分離選択課税である。平成一四年一二月三一日までの制度と異なるのは、従来の制度が「源泉分離みなし譲渡益課税」であったのに対し、新しい制度は「源泉分離実額譲渡益課税」であることである。実額課税である点で、従来の制度に比べれば大きな進歩であり、申告分離課税への一本化の路線から大きくはずれるものではない、といえよう。

平成一五年度の改正では、金融所得の一体化・簡素化と「貯蓄から投資へ」という目標の実現に向けて、さらにいくつかの重要な改正が行われた。第一に、長期保有上場株式等と短期保有上場株式等の区別を廃止して、上場株式等の譲渡益に対しては一律に一五パーセント(地方税を合せて20パーセント)の税率を適用することとし(平成一五年租特三七条の一一第一項)、さらに平成一五年一月一日から平成一九年一二月三一日までの五年間は七パーセント(地方税を合せて10パーセント)の軽減税率を適用することとした(同二項)。第二に、源泉徴収選択口座の使い勝手をよくするため、平成一五年四月以後について、月ごとの徴収・還付を維持しつつ、還付制度について改正を加え(附則七九条一項～五項)、平成一六年以後については、源泉徴収の方式を、譲渡等の都度、証券業者がその源泉徴収口座にかかる年初からの通算所得金額の増減額の一五パーセント(平成一九年度末日までは七パーセント)相当額の所得税の源泉徴収または還付を行うとともに、年末において還付されずに残っている源泉徴収税額を原則として翌年一月一〇日までに一括して納付する方式に改められた(三七条の一一の四第一項・二項。年1回納付制度)。手続の簡素化のために、特定口座年間取引報告書の税務署長への提出は、不要とされた(三七条の一一の四第八項、附則七九条七)。また、従来認められていなかった自己保管の上場

## 株式等の譲渡益課税についての課税方法について

株式等（たんす株）の特定口座（源泉徴収選択口座を含む広い意義）への受入れは、平成十四年改正で平成一五年四月一日から平成一六年一二月三十一日までの間、一定の要件の下に経過的に認められた（租特令附則一四の三）。

なお、当初平成一四年中とされていた他の口座からの上場株式等の移し替えについては、同年一一月の政令改正で平成一五年中に特定口座を開設する場合にも認められた（平成一四年改正政令附則一四条の二）。

平成一六年の改正では、金融所得に対する課税の一本化・簡素化の促進の一環として、配当所得に対する課税と平仄を合せて、いくつかの改正がされた。第一に、株式等の譲渡益に対する原則的税率が二〇パーセントから一五パーセントに引き下げられ（三七条の一〇第一項）、それに伴い、上場株式等の譲渡益に対する一五パーセントの税率は廃止され、これに対しては七パーセントの税率が適用されることになった（三七条の一〇第一項）。

第二に、上場株式等の範囲が拡大され、公募株式等証券投資信託の受益証券および特定投資法人の投資口がこれに含められて、七パーセントの税率が適用されることになった（同項本文）。また、適格な譲渡の相手方の範囲が拡大された（同項三号参照）。第三に、特定口座の利便性の向上を図るため、いくつかの改正が行われた。

なお、平成一三年一一月の改正で、個人の証券投資の促進と証券市場の活性化のために、（１）平成一三年九月三〇日以前に取得した上場株式等の取得価額に関する特例（三七条の一〇の二）（２）上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除（三七条の一〇の二）、（３）特定中小会社（ベンチャー企業）関係の特例措置（三七条の一三―一三の三、エンジェル税制）、（４）平成一七年一月一日から平成一九年一二月三十一日までの間に、平成一三年一一月三〇日から平成一四年一二月末までの間に取得した一定の上場株式等の譲渡をした場合に、取得費1000万円に達する部分までの譲渡による譲渡所得を非課税とする制度（三七条の一四の二）等が採用されている。」注1

### 第3章 株式等の譲渡益課税の問題点

#### 第1節 株式等の譲渡益課税の根拠

「第一に、株式等譲渡益には何よりも担税力があると考えられている。資産価値の増価分だけに典型的な不労所得とされ、勤労所得より担税力を保有しているとみなされている。とりわけ高所得層ほど多く発生する。そこで累進的な税負担を課すべきで、そうでない場合は課税上著しい不公平をもたらすことになる。

第二に、株式等譲渡益が非課税になると通常の課税対象となる所得の譲渡益への転換を促す。その典型例が、企業からの俸給でなく株式を受け取り、株価上昇を待って譲渡益に転換し所得税を免れようとする試みである。

第三に、他の資産所得（預貯金の利子、債券の利子あるいは償還差益・配当など）とのバランスが問題となる。これらの資産所得は大なり小なり税制上何らかの優遇措置を受けているが、株式等譲渡益が非課税になると投資家のポートフォリオも変わってくる。投資のみに有利になると、当然投資パターンに歪みを生じさせる。」注2

「株式等譲渡益に対する課税の根拠を問う際、ここでもう一つの法人の未分配利潤に対する税負担との関係が問題にされることがある。

理論的には、通常法人の未分配利潤を反映して株価が上昇し、譲渡益を生むと考えられている。そこで法人税により未分配利潤に税負担を課し、さらに個人の段階で株式等譲渡益から所得税を徴収するのは二重課税だという批判も生じてくる。」注2

「しかし、今日、経済社会の実態は複雑化し法人利潤税の廃止を容易に認めうる環境にはない。そのうえ、最近のバブル減少からも明らかのように、株価は法人の未分配利潤の規模によって一意的に決定されているとは、到底いきれない。二重課税の論拠自体、昔と違い疑ってみる必要があるだろう。往々にし

て、株式等譲渡益に対し税率が適用されている。この際、低税率はこの2重課税を調整するためだとされている。」注2

## 第2節 損益通算<sup>4)</sup>の制限

「個人投資家がさまざまな金融商品のいずれに投資するか、また、どの商品を組み合わせるとポートフォリオ<sup>5)</sup>形成を行うかといった判断に歪みを与えない制度づくりのためには、すでに多くの議論がなされている。現在金融所得課税をめぐる行われている議論では、株式をはじめとする金融商品の譲渡に伴う「損失」をどのように扱うかが一つの核となっている。」注2

「実質的にも、金融商品への投資による収益をいかに課税するかという問題と、損失の利用をいかなる範囲で認めるかという問題にはそれほど強い結びつきはなかろう。後者の問題提起が、「(一定の範囲で)損失の利用は制限されるべき」という前提を置いていることからわかるように、現状の所得税では損失には何らかの形で制限が加えられるべきものと考えられている。」注2

---

4) 損益通算とは、総所得金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、土地建物等の譲渡所得の金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上損失が生じた場合には、これを一定の順序に従って他の各種所得の金額から控除すること をいう。

5) ポートフォリオとは、安全性や収益性を考えた、有利な分散投資の組み合わせ

6) 2元的所得税は、1990年代において、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドという北欧諸国で採用されたものであり、最適課税論者をはじめとして、金融所得に対する課税が問題とされているわが国でも注目されるようになった。「二元的所得税では」あらゆる所得を資本所得と勤労所得に二分した上、資本所得に対する税率、勤労所得に対する最低税率、法人税率の3つを同水準に設定している。資本所得は軽課、勤労所得は重課という考え方である。なお、個人事業者については、その所得を、勤労所得と資本所得に分割して適用することになっている。

資本所得は「足が速い」ので課税を重くすると他の国に逃げ出してしまいが、勤労所得は「足が遅い」ので逃げ出す心配がないというのが、この考え方のもとにある。このような考え方を理論的に裏付けているのが、「最適課税論」である。最適課税論では、税は経済活動に中立的であるべきであると考え、いいかえると、税が経済に与える影響を最小にすべきであると考えているので、このような結論に到達するわけである。

「そして、制限の必要性は、所得課税のデザインによってではなく、より現実的な考慮によって基礎づけられる面もある。例えば、資産価値の増加が生じていようとも、実際に売却した時点まで課税が繰り延べられるという極めて現実的な仕組み（実現原則）に、その根拠が求められよう。実現原則を維持する限りは、包括的所得概念を前提にしようが、そして2元的所得税<sup>6)</sup>を採用しようが、そしてたとえ分類所得税であったとしても、損失の制限（とその範囲）という議論は必要になると思われる。」注2

### 第3節 問題の所在

「損失の取扱いについて具体的に問題となっている点、望まれている処方箋としては、損失の利用範囲を拡大すること、特にキャピタル・ロスを通算できる範囲をどこまで広げるかが中心となっている。株価が値下がりした、その損失を利子所得と通算できないか、政策的な配慮から損益通算の範囲を拡張していくべきかという論点が論じられている。」注3

「こうした議論の背後には、リスクに対して抑圧的な要因をできる限り取り除こうという意図がある。裏返すと、現在の所得税制には、リスクをとるという決定に対してネガティブな効果を及ぼしているとの認識が存在している。

完全還付がなされる世界では、リスクに対する投資家の意思決定が所得税によって歪められることはないと言われる。国家が所得税を通じた隠れたパートナーとして、リスクを負担する面があるためである。ところが、現実の制度では損失を利用できない納税者が存在し、税引前では期待収益が同じ商品であっても、所得税の存在によって投資家の投資判断が変わってしまう。」注3

「もっとも、完全還付を採っていない場合でも、他の所得との損益通算が認められ、なおかつその納税者が他に十分な所得を有していれば、このような弊害が認識されることはない。ところが、損益通算の範囲にも制限が設けられている。」注3

#### 第4節 投資への影響 事前 (ex ante) の視点

「(取引等を行った後の)納税者の経済状態を比較するという視点ではなくて、課税によって納税者の行動にいかなる変化を与えるかといった事前の視点からの検討も非常に有益であろう。チェリー・ピッキングを例にあげれば、「損失だけ実現させる納税者が出現するのは不公平だ」と評価する(事後の視点)のではなく、「そのような投資を選択する誘因を持つ税制であり、損失実現のタイミング操作が容易な資産への投資を促す効果を与えるもの」と評価する。」注3

「そういった見方をとった検討である。納税者のリスク・テイクとの関係で金融所得課税の組み直しをするならば、この視点を正面に据えた議論が有効であろう。

特に「実現原則をとる下では、リスクに対して中立的な所得税は不可能だ」という前提は非常に興味深い。完全還付が採用されている税制であったとしても、実現原則がリスクに対する選好を歪めるという点を議論の出発点としている。完全還付が行われ、かつ実現原則が存在すれば、納税者はチェリー・ピッキングを利用することによって課税繰延の利益を享受することができるのである。」注3

「すなわち、期待収益がプラスの投資であれば、(マイナスであったとしても課税繰延の利益を考慮してプラスでありさえすれば)、一部の損失が発生した投資だけを手仕舞いし、利益を上げるための手法として課税繰延を恣意的に利用できる。

そしてそのような目的から考えれば、リスクの大きな資産に投資する方がより大きな課税上の利益が得られる。変動性の大きな投資であれば、一方で多額の含み益を抱えながら、他方で大きな損失を実現する(そして還付を受ける)という行動が容易だからである。」注3

「したがって、実現主義と共存する限りは、完全還付方式または損失の控除を完全に認める制度によってリスクに対して中立的な所得税を達成することはで

きず、「より中立的なもの」を求めていく作業しか存在しないことになる。」

注3

## 第5節 何と何のトレード・オフか

「それでは、具体的にはどういった事情を考慮しながら制度改正を進めていくべきだろうか。彼の議論に従い、想定した制度の下で、損益通算の制限が納税者にどういった影響を与えるかを概観していく。」注3

「まず、完全還付を認めず、かつ損益通算の制限を設けない制度を考えてみよう。なお、繰越・繰戻といった、時間的範囲を超えた通算については特に想定しない。

このような状況では、納税者は利用不可能な形で損失が発生することを回避しようとする。すなわち、他に通算できる所得が存在する時点で損失が実現するように、ヘッジや分散投資を利用し、実現のタイミングを操作することで対処します。」注3

「結局、納税者が所得を計上するタイミングを操作できるのであれば、完全還付を放棄することだけではチェリー・ピッキングの問題は解消されないことを意味する。したがって、やはりチェリー・ピッキングをしやすい資産への投資を促進することになろう。

もっとも、信用市場が完全ではない以上、取引規模によってはヘッジを十分に利用できないような納税者が存在する。彼らにとっては、他に十分な所得が見込めるかどうかによってリスク選好が変化することになる。将来における十分な所得の見込がない場合、つまり不意に損失が生じたときの所得税負担軽減を期待できない納税者であれば、リスク回避的な投資を行うのが合理的ということになろう。」注3

次に、損益通算が制限されている場合を考えてみよう。

「第一に、チェリー・ピッキングの防止を目的とした制度を想定する。そのため

には、損失が実現したとしても他に含み益が存在しないかどうかをチェックすることになる。すなわち、他に資産を保有する納税者は、その未実現の収益を超過する額しか損失の控除を認めない制度を採用した場合を想定する。

この下では、含み益に関しては課税を繰り延べ、損失についてだけ実現するという取引は意味をもたない。チェリー・ピッキングを防ぐという点では完璧な制度である。」注3

「しかしながら、これは保有を続けている資産の含み益を課税庁が（正確に）把握できることが不可欠であって、実現原則を採り続けるという前提と整合的でない。もちろん納税資金の問題もあるが、資金の時価を把握する作業が困難であることが実現主義の存在理由の1つであろう。」注3

「もっとも、チェリー・ピッキングを容易に行うには流動性の高い資産を用いることが必要となるため、含み益の把握も相対的に実現可能かもしれない。そして、もう一步踏み込んで、実現を待たずに課税を行うという仕組みや、逆に対応するポジションの実現時までの損失の「認識」を繰り延べるという手法もあろう。注3

「タイミング操作の問題が損益通算を制限する要員だと考えるならば、これらの措置は損益通算の制限と相互補完的に作用するものといえる。特に、対応するポジションとの関連性が比較的明らかな取引については、損失を利用できずに課税関係が終了してしまう可能性のある損益通算の制限という手法よりも、望ましい結果をもたらされると期待される。」注3

「第二に、リスクのある投資を一定の所得類型として括り出し、その内部でのみ損失の利用を認める制度が考えられよう。すなわち、他に通算の対象となる所得が影響を与えないことになり、ヘッジを利用できるか否かによってリスクの高い投資への抑止効果は依存する。」注3

「これまでの制度と同じように、ヘッジを利用するならば（損失／収益のタイミングを操作することによって）納税者は中立的なリスク選考を維持すること

ができる。

もっとも、他の所得との通算は認められていないため、課税上も損益が通算される形でヘッジを仕組むことにはより大きなコストがかかることになろう。しかしそのことは、損益通算を自由に認める制度と比べてチェリー・ピッキングのおそれが相対的に小さいことも意味している。」注3

「結局のところ、リスクに関する投資判断を歪めないためには、損失を利用する機会が十分に与えられているかどうか（＝リスクに対して抑圧的な効果をもっていないか）と、チェリー・ピッキングによる弊害のバランスをどこでとるかというトレード・オフの関係に立つことがわかる。」注3

「実現主義が維持される限りは納税者に損益実現時期のオプションが与えられているのであり、損益通算の範囲が広ければリスクに対して中立的な課税に近づく」と単純に言うことはできない。」注3

## 第6節 株式 個人投資家の課税関係

「上場株式等の場合、譲渡所得に対し20%（＝所得税15%＋住民税5%）で課税されるのが原則である（措法37条の10第1項）が、平成19年12月31日までの譲渡については、10%（＝所得税7%＋住民税3%）に軽減されている（措法37条の11第1項）。」注4

「申告分離課税が原則であるが、上場株式の場合、源泉徴収ありの特定口座を利用することにより確定申告が不要になる制度も設けられており、この場合には源泉分離課税と実質的には同じことになっている。すなわち、(イ)証券会社の「一般口座」で譲渡したときには譲渡益を自ら計算して申告する必要がある、(ロ)証券会社の「源泉徴収なしの特定口座（簡易申告口座）」で譲渡したときには、証券会社作成の年間取引報告書に基づき確定申告する必要があるが、(ハ)証券会社の「源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収口座）」で譲渡したときには証券会社作成の年間取引報告書に基づき確定申告する必要があるが、(ハ)証券会

## 株式等の譲渡益課税についての課税方法について

社の「源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収口座）で譲渡したときには証券会社が税金を天引きして納税してくれるので、株式の譲渡所得について確定申告は不要となる（措法37条の11の4、37条の11の5）。」注4

「非上場株式の場合、譲渡所得に対し20%（＝所得税15%＋住民税5%）で課税される。また、非上場株式の場合には、特定口座に預け入れることができないので、確定申告が必要な申告分離課税となる（措法37条の11の4）。なお、平成13年9月30日以前に取得した、上場株式等を平成22年12月31日までの間に譲渡した場合には、取得費を、実際の取得価額ではなく、平成13年10月1日における当該株式の時価の80%とすることができる（措法37条の11の2）。」注4

「上場株式等に係る譲渡損失は、確定申告をしておけば、3年間繰り越して、他の株式の譲渡益から控除することができる（措法37条の12の2）。なお、非上場株式の譲渡損は、なかったものとみなされる（措法37条の10第1項後段）。」注4

「譲渡損失については、恣意的な売買による損失の発生が考えられることから、一定の制限のもとで損益通算や損失の繰越繰戻しが考えられる。その前提として、課税方式が、源泉分離か申告分離か総合課税かの長所短所の問題がある。源泉分離課税は、長所として、確実な税収の確保が図られ、納税者および税務当局も省力化が図られる。短所としては、税負担の公平から見て、高額所得者の負担が軽減されることになる。申告分離については、長所として、申告納税制度の根幹を確保し、損益を計算して納税することができる。また、損益の通算といったことを認めないことは税収の確保につながる。総合課税については、長所として、課税の公平確保を図ることができる。短所 所得を網羅的に把握できるかどうかの問題である。」注4

なお、損益通算について補足すると、「各種所得の金額を計算する場合に、ある種の所得についてマイナスが出ることがある。その場合には、総合所得税の建前から、他の所得のプラスとの相殺を認める必要がある。そこで、所得税法は、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額または譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、それをその他の各種所得の金額から控除する旨定めている（所法69条1項）」注4

「しかしながら、事業所得の損失については「分離課税の適用を受ける株式等に係る事業所得及び分離課税の適用がある先物取引に係る事業所得がないものとして計算した金額。」を除くと定められている。

譲渡所得の損失の金額については「分離課税の適用を受ける土地建物等の譲渡所得（特定の居住用財産の譲渡損失（措法41の5及び41の5の2の適用があるもの）を除く）及び分離課税の適用を受ける株式等に係る譲渡所得がないものとして計算した金額」を除くと定められている。」注4

## 第4章 株式等の譲渡益課税についての提言

株式等の譲渡益課税について提言したい。

### 第1節 申告分離課税制度

申告分離課税制度では、含み益含み損の取扱いで、不合理が生ずるので、株式等の譲渡所得を「実現利益＋実現損失」（譲渡損益）＋「未実現利益＋未実現損失」（みなし譲渡損益）＝当年分株式譲渡損益としてはどうか。

株価は常に変動するものであり、その年その年で譲渡による利益及び損失ばかりではなく、譲渡してない株式については、当該年1月1日から同年12月31日までの利益損失を計算し、申告するのが、適正な申告になるのではないかと。納税の問題はあるが、そうしないと損失ばかり出して申告し、含み益を残し課税が実現しないことになるのではないかと懸念される。第1章で述べたと

株式等の譲渡益課税についての課税方法について

おり、繰越損失が平成16年度で1兆3306億円と莫大であり、この繰越損失が妥当なのか。含み益があるのではないか。

一方利益ばかり出して、含み損が累積されているのではないか。そういう者の場合、納税をしているが、含み損がある場合不合理な負担をしているとも考えられる。

## 第2節 源泉分離課税（源泉分離選択課税）

源泉分離課税が、簡便で取引をすると一定率の納税をすることになるので、含み益含み損の恣意的な過大過少と言った問題は解決しえない。

特に源泉分離課税は、税収の確保、事務の省力化、不正の防止の観点からよい制度であると考えるが、含み益含み損の問題については解決できない。

## 第3節 総合課税

総合課税になると、損益通算の問題で、やはり損失の取扱いが問題となる。損益通算及び損失の繰越は原則として認めず、第1節の提言と同様に、含み損益を含めて損益を出すことがよいと考える。

## 引用文献

注1 金子 宏 『租税法（第11版）』弘文堂、平成18年

注2 石 弘光 『利子・株式譲渡益課税論』日本経済新聞社、1993年

注3 吉村 政穂 「金融所得課税をめぐるいくつかの問題」社団法人 日本租税研究協会『金融所得課税の一元化に関する提言』社団法人 日本租税研究協会 平成17年

注4 渡辺 裕泰 『ファイナンス課税』有斐閣、2006年

## 参考文献

(1) (社)日本租税研究協会金融課税委員会「金融所得課税の一元化に関する提言」

社団法人 日本租税研究協会、平成 17 年

- (2) 奥野 正寛 『金融所得一体課税について』社団法人 日本租税研究協会、『金融所得課税の一元化に関する提言』社団法人 日本租税研究協会、平成 17 年
- (3) 小田 満 『新税制による一有価証券譲渡益課税のすべて』税務研究会出版局、平成 2 年
- (4) 水野 忠恒 『租税法 (第 2 版)』有斐閣、2005 年

# The Method of Taxation for Capital Gains of Stock and etc

**Junji Izumi**

**Abstract:**

In Japan The method of Taxation for Capital Gains of stock and etc was changed now as a general rule, the method of taxation is separate taxation by final return the amount of a capital loss of stock and etc is amounted to profit.

Whether The Total of profit and loss is admitted is a difficult question unrealized profit, unrealized loss, realized profit and realized loss are amounted.

**keyword:**

taxation of capital gain, separate taxation by final return, separate taxation at the source, unrealized profit, unrealized loss, realized profit, realized loss